

毎年受けよう！

# 特定健診

当組合では、生活習慣病の予防のため、40歳から74歳の被扶養者および任意継続被保険者の皆さまを対象に、メタボリックシンドロームに着目した「特定健診」を下記のとおり実施いたしますので受診ください。



当組合がご家族の方などに向けて実施している特定健診は次の2種類です。

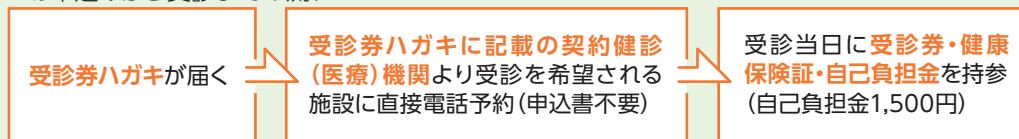
1

## 健康保険組合連合会(健保連)が健診団体の中央組織と契約する「集合契約Aタイプ」

全国の契約健診(医療)機関 約2,300施設(令和2年4月現在)

4月1日現在のデータを基に対象者のご自宅に「受診券ハガキ」を送付いたします。

●お申込みから受診までの流れ



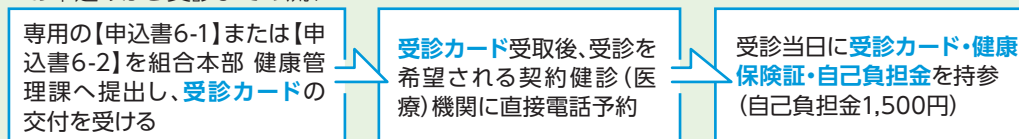
2

## 一般社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会(東振協)と契約する「E区分」

全国の契約健診(医療)機関 約1,100施設(令和2年4月現在)

当組合ホームページに「申込書」と「E区分(東振協指定契約健診(医療)機関)」を掲載しています。

●お申込みから受診までの流れ



以下の健診を受ける予定または受けた方は「特定健診」の検査項目が含まれておりますので、「集合契約Aタイプ」、「E区分」を受診する必要はありません。

- 生活習慣病予防健診(B区分、D1区分、D2区分)
- 婦人生活習慣病予防健診(施設型)(B1区分)
- 婦人生活習慣病予防健診(会場型)(C1区分、C3区分)
- 「総合健診」「日帰り人間ドック」(東実総合健診センター、契約健診(医療)機関)

当組合が実施する健康診断は、1年度(4月から翌年3月末日まで)1回の受診です。

◆◆ 当組合が実施する健康診断以外で特定健診を受診した40歳以上の被扶養者の方へお願い ◆◆

健保組合は、特定健診の実施と報告が義務付けられています。

パート先など、当組合で実施している健診以外で特定健診の検査項目を含む健診を受診した方は「健診結果表」のコピーと特定健診「質問票」を健康管理課へご提出いただきますようご協力をお願いいたします。

※【申込書6-1】・【申込書6-2】および特定健診「質問票」は、当組合ホームページよりダウンロードできます。